

県南広域振興局長告示第 26 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 2 月 9 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
さわうち協立診療所	和賀郡西和賀町沢内字新町 4 地割 16 番地 1	平成 19 年 1 月 3 日